

富山市科学博物館所蔵静止画像・動画・3D データ利用に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山市科学博物館（以下「当館」という。）が所蔵する静止画像、又は動画及び3D データ（以下「画像等」という。）のうち、富山市オープンデータ利用規約並びに推進ガイドラインに基づいて、当館において既にクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示 4.0 国際に従うことを利用条件にし、手続き不要で利用できるとした画像等以外について、利用する場合の必要な事項を定めるものとする。

(提供する画像等の範囲)

第2条 提供する画像等の範囲は次のとおりとする。

(1) 次に掲げる者が利用する場合は全ての画像等。

- ①国又は地方公共団体
- ②学校教育法に定める学校
- ③博物館法に定める博物館又は博物館相当施設もしくは博物館類似施設（文部科学省が社会教育調査規則に基づき実施する社会教育調査の対象となる、博物館と同種の事業を行い博物館相当施設と同等以上の規模の施設）
- ④図書館法に定める図書館

(2) 上記以外の者が利用する場合は、静止画像及び当館のウェブサイト又は当館のアカウントで管理するサイトに公開してある動画、3D データ

(利用条件)

第3条 画像等を利用しようとする者は、次の各号に定める要件を守らなければならない。

- (1) 画像等の二次利用や第三者への提供をしないこと。
- (2) 画像等の印刷や電子機器等における表示の際に必要な拡大又は縮小並びに軽微な色調の変更以外の改変はしないこと。
- (3) 別途使用権が必要な場合は、当該使用権者に事前に許可を得ておくこと。
- (4) 当館から提供を受けている旨を表示すること。

(利用申請)

第4条 画像等を利用しようとする者は、利用の開始前に、富山市科学博物館所蔵静止画像・動画・3D データ利用申請書（様式第1号）を富山市科学博物館館長へ提出しなければならない。

(利用承認)

第5条 利用の承認については、富山市科学博物館所蔵静止画像・動画・3Dデータ利用承認書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

(免責事項)

第6条 当館所蔵画像等を利用したことにより発生するいかなる費用や損害等の一切について当館は責任を負わないものとする。

附則

この要領は、令和2年12月9日から施行する。